

事務連絡  
令和6年10月18日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

#### エムポックスの発生届の感染症サーベイランスシステムへの入力について

我が国では、エムポックスについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において、4類感染症に位置づけられており、エムポックスの患者を診断した医師には、感染症法第12条に基づき都道府県知事等に対して直ちに届け出ることを義務づけています。

現在、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、コンゴ民主共和国及び周辺国において感染が拡大しているエムポックスについては、クレードⅠのエムポックスウイルスによる流行が報告されており、クレードⅠはクレードⅡよりも重症化するリスクが高い可能性が指摘されています。

つきましては、国内におけるエムポックスのクレード別の発生状況及び疫学情報を迅速に把握するため、エムポックスの発生届を感染症サーベイランスシステムに入力する際には、備考欄にクレードを記入（陽性確認時にクレードが判明していない場合は、発生届を提出の上、ウイルスのクレードが判明した時点で備考欄にクレードを追記）いただくようお願いいたします。